

令和6年10月29日から  
旭橋架替工事による通行止めについて



栃木県大田原土木事務所  
TEL 0287-23-6543

一般県道東小屋黒羽線の旭橋架替工事のため、右記の区間を開通日まで全面通行止めとします。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 日時 10月29日(火)から開通日(令和7年6月下旬予定)まで
- 場所 一般県道東小屋黒羽線 大田原市旭橋(黒羽向町)
- ※詳細は大田原土木事務所HPからご確認ください。



旭橋架替工事に伴い  
公共交通機関の運行経路を変更します

生活環境課 本2階 TEL 0287-23-8832  
関東自動車株式会社 TEL 0287-74-2911

大田原市黒羽向町地内一般県道東小屋黒羽線旭橋架替工事による通行止めに伴い、公共交通機関の運行に一部変更がありますので、お知らせします。ご利用の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。詳細は市HPをご覧ください。



- 日時 10月29日(火)から工事が完了し、運行が可能になるまでの期間

迂回経路図

市営バス	通常運行経路	
	迂回運行経路	
	運行休止経路	
関東バス	通常運行経路	
	迂回運行経路	
	運行休止経路	

●運行を変更する路線

①市営バス

【雲巖寺線】

「蜂巢十文字」、「北條光学入口」、「大清水入口」、「堂川」、「黒羽郵便局前」、「下町」を経由しません。

【須賀川線】

「黒羽郵便局前」、「下町」を経由しません。  
※迂回先のバス停には停車しませんのでご注意ください。

②関東バス

「黒羽郵便局前」、「下町」を経由しません。  
※迂回先のバス停には停車しませんのでご注意ください。

③大田原市デマンド交通定路線

【湯津上・黒羽線】

「黒羽郵便局前」、「下町」、「向町」には停車しません。  
※事前予約をし利用する大田原市デマンド交通(自由経路運行)は、迂回運行となりますが、指定の行き先に変更はありません。



# 栃木県知事選挙のお知らせ

問選挙管理委員会 本8階  
☎0287-23-8736

栃木県知事選挙の投票日は、今後の国政選挙の状況により、日程が変更になる可能性があります。

- 投票日 11月17日(日)
- 投票時間 7:00 ~ 18:00
- 投票できる方



平成18年11月18日以前に生まれた方で、令和6年7月30日以前から大田原市に引き続き住所(住民登録)があり、選挙人名簿に登録されている方

※最近、他の市町村から転入された方は、投票できない場合がありますので、次のことにご注意ください。

▶令和6年7月30日以前に本市に転入届出をした方は、大田原市で投票することができます。

▶県内の他市町から本市に転入した方で、令和6年7月31日以降に転入届出をした方は、前住所地の市町で投票することができます。(この場合には、市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)を住民登録担当窓口で受け取り、投票所の受付で提示していただく必要があ

ります。当該証明書がなくても投票はできますが、住所履歴の確認に時間を要します。

▶令和6年7月31日以降に県外の市町村から本市に転入届出をした方は、今回の栃木県知事選挙の投票をすることはできません。

## ●開票

投票日の19:20から、湯津上農村環境改善センターで行います。投票状況については随時、市HPでお知らせします。

## ●選挙公報の配布

候補者の人物や政見を知っていただくため、選挙公報を配布します。新聞折り込みのほか、各支所、各地区公民館などに備え付ける予定ですのでご利用ください。また、音声版の選挙公報が必要な方は選挙管理委員会までお問い合わせください。

## ●期日前投票

期日前投票所は以下のとおり開設します。

## 期日前投票をご利用ください

期日前投票所	期 間	時 間
市役所本庁舎1階 市民協働ホール	11月1日(金) ~ 16日(土)	8:30 ~ 20:00
黒羽庁舎1階 ロビー	11月1日(金) ~ 16日(土)	8:30 ~ 17:00
湯津上庁舎102会議室	11月1日(金) ~ 15日(金) ※(土)(日)(祝)は開設しません	8:30 ~ 17:00
両郷地区コミュニティセンター会議室(両郷地区公民館)	11月13日(水)	9:00 ~ 12:00
黒羽農業構造改善センター会議室(須賀川地区公民館)	11月13日(水)	13:30 ~ 16:30
佐久山地区公民館会議室	11月14日(木)	9:00 ~ 12:00
野崎研修センター会議室	11月14日(木)	13:30 ~ 16:30
道の駅那須与一の郷情報館研修室	11月15日(金) ~ 16日(土)	9:00 ~ 18:00

※投票所入場券裏面の『期日前投票宣誓書(兼請求書)』に必要事項を記入してご持参ください。

※投票所入場券は告示日から順次発送します。郵便事情によりお手元に届くまでに4日程度かかる場合があります。入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

## 投票所変更のお知らせ

### ●第2投票区投票所の変更

【変更前】ふたば記念館

【変更後】新屋敷自治公民館

※新屋敷自治公民館はふたば記念館の西隣です。駐車はふたば記念館をお願いします。

### ●第26投票区投票所の変更

【変更前】旧蛭田小学校図書室

【変更後】旧蛭田小学校1年教室

※第26投票区「旧蛭田小学校」の投票する教室が変更になります。

## デマンド交通が利用できます

デマンド交通(らくらく与一)を利用して投票所に行くことができます。

※デマンド交通を利用する際は、事前に登録と利用の予約が必要です。詳細は生活環境課(☎0287-23-8832)へお問い合わせください。

### 【電話予約先】

山和タクシー有限会社  
予約センター

☎0287-26-1717

### 【WEB登録・予約】

詳細は、市HPをご覧ください。



★湯津上庁舎期日前投票所が(土)(日)(祝)に開設しないことに伴い、11月2日(土)、3日(日)(祝)、4日(月)、9日(土)、10日(日)、16日(土)に期日前投票所までデマンド交通を利用する場合は、往復分の利用者負担額が無料になります。詳細は市HPをご覧ください。



## 投票の諸制度をご利用ください

### 1 郵便などによる不在者投票

歩行が困難な方のうち、次の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅投票をすることができます。

- ①身体障害者手帳をお持ちで、下表の障害名について、その等級に該当する方
  - ②介護保険の要介護者で要介護5の方
- ※事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。すでに、「郵便等投票証明書」をお持ちの方の請求期限は11月13日(※)までになります。

障害名	等級
両下肢・体幹機能・移動機能などの障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級

※詳細は選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 2 点字投票

目が不自由な方は、「点字投票」をご利用ください。各投票所には、点字器が備えてあります。

### 3 代理投票

身体の障害などにより自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による「代理投票」をご利用ください。代理投票の利用には、本人が投票所

までお越しになることが必要です。

### 4 代理記載制度

郵便等投票証明書の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載により投票をしてもらうことができます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

※詳細は選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 5 滞在地での不在者投票

住所が本市にあって、出張や在学などで長期間他の市町村に滞在している方は、郵便により滞在地で不在者投票をすることができます。

マイナンバーカードを利用して投票用紙の請求をすることもできます。詳細は、市HPをご覧ください。



### 6 病院や老人ホームなどに入院・入所中の方の不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票をすることができます。詳細は、入院・入所中の施設にお問い合わせください。

## 投票支援カードをご活用ください

投票所で代理投票などの支援が必要な場合に、投票支援カードを提示することで、必要な支援を受けることができます。口頭で伝えることが難しい方や苦手な方は、投票支援カードを記入して投票所へお持ちください。

投票支援カードは各投票所に配置するほか、市HPか

らもダウンロードできます。詳細は、市HPをご覧ください。

※このカードは代理投票を希望する場合やお手伝いを希望される場合に必ず提出を求めるものではありません。必要に応じて使用してください。



## ぬり絵展示会を開催します

市内幼稚園・保育園の年長児から応募のあった選挙啓発ぬり絵の展示会を行います。

●日時 11月1日(金)～16日(土) 8:30～20:00

※期日前投票期間と同じです。

●場所 市役所本庁舎1階市民協働ホール前

## 投票済証の発行はしていません

投票済証は、投票に来られた方に投票の証として発行するものですが、法的根拠がないため、選挙管理委員会の判断に委ねられています。

使用方法によっては、利益誘導や買収など不適切に利用される恐れがあること、投票に行かなかったことを理由に不利益を受ける可能性があることを考慮するとともに、有権者ひとりひとりが自ら考え、判断し、一票を投じていただきたいという考えから投票済証の発行はしておりません。ご理解のほどお願いします。

## 大田原市シルバー人材センター移転のお知らせ

大田原市シルバー人材センターは、9月24日から下記のとおり移転しました。なお、電話番号に変更はありません。

●所在地 大田原市住吉町1-9-37

(旧大田原市消費生活センター跡地)

※黒羽支部の所在地に変更はありません。

問 大田原市シルバー人材センター

TEL 0287-23-1255

問 高齢者幸福課 本3階

TEL 0287-23-8740

